

マネジメントシステム認証申請／登録組織各位

「マネジメントシステム規格に対する気候変動への配慮の追補版に関する ISO/IAF 共同コミュニケ並びに IAF TC の決定」の対応について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、2024年2月23日に「マネジメントシステム規格に対する気候変動への配慮の追補版に関する ISO/IAF 共同コミュニケ並びに IAF TC の決定」が、国際認定フォーラム（IAF）及び国際標準化機構（ISO）より一斉に発行されました。本コミュニケの目的は、マネジメントシステムの意図した結果を達成する能力に対する気候変動の影響を考慮する必要性に対処するため、既存のマネジメントシステム規格及び開発／改訂中の全てのマネジメントシステム規格に対し、ISO の気候変動対策へのコミットメントを反映させることを目的に、気候変動対策追補改訂が発行されました。これらを踏まえまして、全ての関係者の皆様が、この改訂の意図を理解し、一貫性をもって導入・実施できるよう、以下の通りお知らせいたします。

敬 具

（記）

1、今回の ISO 追補改訂の適用対象

「ISO/IAF 共同コミュニケ」に基づき、以下のマネジメントシステム認証申請／登録組織は、追補版の内容をご確認ください。

分野	認証規格	規格名
品質マネジメントシステム	ISO 9001:2015	Quality management systems — Requirements

環境マネジメントシステム	ISO 14001:2015	Environmental management systems — Requirements with guidance for use
労働安全衛生マネジメントシステム	ISO 45001:2018	Occupational health and safety management systems — Requirements with guidance for use
情報セキュリティマネジメントシステム	ISO/IEC 27001:2022	Information security, cybersecurity and privacy protection — Information security management systems — Requirements
エネルギーマネジメントシステム	ISO 50001:2018	Energy management systems — Requirements with guidance for use
情報技術—サービスマネジメントシステム	ISO/IEC 20000-1:2018	Information technology — Service management — Part 1: Service management system requirements
食品安全情報技術—サービスマネジメント	ISO 22000:2018	Food safety management systems — Requirements for any organization in the food chain

※今回の改訂箇条——「4.1 組織及びその状況の理解」と「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」は以下の通りである。

4 組織の状況

4.1 組織及びその状況の理解

組織は、組織の目的に関連し、かつ、その XXX マネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない。

追加：組織は、気候変動が関連する課題かどうかを決定しなければならない。

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は、次の事項を決定しなければならない。

—XXX マネジメントシステムに関連する利害関係者

—それらの利害関係者の、関連する要求事項

—それらの要求事項のうち、XXX マネジメントシステムを通して取り組むもの

追加：注記関連する利害関係者は、気候変動に関する要求事項をもつ可能性がある。

2、認証申請／登録組織に求められる対応

- ①認証申請／登録組織は、自社のマネジメントシステムの開発、維持、有効性において、気候変動の側面とリスクを考慮していることを確認する必要があります。
- ②気候変動は、他の課題と同様に関連性があるかどうかを判断する必要があります。関連性がある場合は、マネジメントシステム規格の範囲内でリスクの評価の中で考慮される必要があります。組織が、複数のマネジメントシステム（品質マネジメントや労働安全衛生マネジメントなど）を運用し、気候変動が関連していると判断された場合、それぞれのマネジメントシステム規格の範囲内で考慮される必要があります。
- ③一部の気候変動の側面およびリスクは、適用されるマネジメントシステムの範囲やセクターとは独立し一般的な性質のものである場合（たとえば、規制順守、運用の適応性、組織の回復力に関連する場合）があることに留意してください。その他の側面およびリスクとして、特定のセクター（例：エネルギー生産、農業、漁業）のマネジメントシステム規格の要求事項、及び組織の特性（例：地理的位置、サプライチェーンの性質、または労働力のダイナミクス）について、具体的に索引することになるでしょう。

3、SACからの依頼事項

- ①2024年8月1日から、SACは認証／再認証（更新）／サーベイランス審査において、上記の追補改訂版の要求事項4.1及び4.2に基づき、受審組織が気候変動を含め、関連性があるかどうか判断されているか確認します。関連性がある場合は、自組織のマネジメントシステムの開発、維持、有効性において、気候変動の側面とリスクを考慮していることを確認します。また、受審組織が複数のマネジメントシステム（例：品質マネジメントや労働安全衛生マネジメントなど）を運用し、気候変動が関連していると判断された場合、それぞれのマネジメントシステム規格の範囲内で考慮されているか確認します。
- ②認証申請／登録組織のマネジメントシステムにとって、気候変動側面が関

連性のある課題ではないとみなされた場合、SACは、組織の判断及び関連する措置に対し、そのプロセスの有効性（該当する場合）を確認します。

③認証審査において、気候変動を含め、関連性があると判断されたすべての外部及び内部の課題が考慮されていることを、認証申請／登録組織が証明できない場合は、その内容に応じて、審査所見として不適合事項報告書を発行する場合がございます。

以 上

SAC

2024年7月